

防衛省訓令第 11 号

自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 21 条第 2 項及び第 36 条の規定に基づき、事務官等の採用試験等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 24 日

防衛大臣 浜田 靖一

事務官等の採用試験等に関する訓令の一部を改正する訓令

事務官等の採用試験等に関する訓令（昭和 46 年防衛庁訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の一号を加える。

- (6) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 27 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項第 1 号又は第 23 条第 1 項の規定

により任期を定めて採用する者をもつて補充しよう
とする官職

第 4 2 条の見出し中「上級事務職」を「国家公務員採用 I 種試験の合格者から」に改め、同条中「事務」の次に「又は技術」を、「国家公務員採用 I 種試験」の次に「の試験区分「行政」、「法律」、「経済」及び「理工 I」」を加える。

第 4 3 条第 1 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

別表第 1 防衛省職員採用 I 種試験の項中「事務に従事する」を「一般職において国家公務員採用 I 種試験の試験区分「行政」、「法律」、「経済」及び「理工 I」の合格者から採用される職員に相当する職員をもつて充てる」に改める。

土木	主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
建築	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を

別表第 2 中

	必要とする業務に従事することを職務とする官職	
造船	主として造船に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	

工学に関する基礎並びに土木工学、都市工学、衛生工学及び環境工学に関する専門基礎
工学に関する基礎並びに建築及び都市設計に関する専門基礎
船舶構造、船舶ぎ装、船舶工作、船舶計算、船舶応用力学、船舶設計、船用機関及び船舶法規

「
を

造船	主として する知 はその 必要と 従事す 務とす
----	---

て造船に関
識、技術又

船舶構造、船舶ぎ装、船舶
工作、船舶計算、船舶応用

他の能力を する業務に ることを職 る官職		力学、船舶設計、船用機関 及び船舶法規
--------------------------------	--	------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正)

- 2 防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表秘書課の項第25号中「第6号」を「第7号」に改める。